

権利制限の一般規定についての意見書

法制問題小委員会ヒアリング資料

2009. 8. 31

社団法人 日本美術家連盟

社団法人 日本漫画家協会

日本美術著作者連合

有限責任中間法人 日本写真著作権協会

権利制限の一般規定に関しては、知的財産戦略本部デジタル・ネット時代における知財制度専門調査会報告書「Ⅱ. 権利制限の一般規定（日本版フェアユース規定）の導入」を前提とする。

<1.目的に関して>

①手法に対しての問題

まずはじめに、今回、権利制限の目的が、ビジネスの促進であるという部分に問題があると思われる。ビジネスとは企業等の営利を求める行為であり、そのような一部企業の営利のために、権利者の権利を制限する、という手法はいかなるものであろうか。営利のための利用が権利制限された場合に、権利者の権利が不当に害されないといいきれるのだろうか。そもそも、この部分に関して議論を尽くさないうちに、実施への検討が行われるとすると、そのような手法自体に大きな疑問を抱かざるを得ない。

②ネットビジネスの現状に対して

ネットビジネスが予想されているよりも進捗しない原因を、権利処理の煩雑さに見出すことは妥当なのであろうか。これは多くのコンテンツ分野について言われていることであるが、ネットビジネス自体が成熟しておらず、ビジネスモデルが成立していないことが原因であって、法制度が障害となっていたり、権利処理のためにビジネスが阻害されているという前提自体が誤っているように思われる。この部分を検証し、実証しないうちに前提とすることは、肯定できるものではない。

<2.訴訟による判断>

米国のフェアユース規定が例とされることが多いが、この規定は訴訟という解決方法と共に語られるべきものであって、規定のみを日本に導入することには、基本的な問題点があると思われる。

①賠償金額の問題

まず、日本においては裁判における賠償金額が実損をもとに算定される。米国における懲罰的な賠償制度のような体制があれば、敗訴した時のダメージの大きさが抑止力につながるであろうが、現状の賠償制度のもとでは、勝訴しても権利者が赤字になる可能性が大きい。実質的な保障が得られない場合が多いとすると、日本において、権利者が訴訟を起こすことは、かなり難しい現状であるといえる。

②優越的な立場による権利者不利の問題

基本的に権利者は個人であることが多い。これに対して、利用者は企業である場合がほとんどである。訴訟は個人にとって大変な負担であり、企業の訴訟能力に大きく劣る場合が多い。このような立場の不均衡により、権利者は侵害行為に対して訴訟を躊躇する傾向が強い。また、このような現実の中では、訴訟を主な解決手段とする体制は、基本的に権利者にとって大きく不利だといえる。このような体制を推し進めることは、一見流通推進策のように見えるかもしれないが、個人創作者を長期的には減らす施策であり、適正な流通循環を促す流通推進策とは言い難い。

さらに雇用関係など、利用者と権利者で明確な優劣関係がある場合、訴訟を起こすことでそれ以降の雇用関係、もしくは受注関係が損なわれることも十分考えられ、訴訟をためらう大きな理由となっている。また、このような権利制限の一般規定と著作権者人格権の関係など、十分に検討されなければならない重要な課題も多い。

<3.結論>

今回のヒアリングに参加した4団体は、視覚芸術という共通性を持っているが、ほとんど個人のクリエイターによって構成されている点で立場を同じくする。

権利制限の一般規定導入は、4団体の構成員である個人創作者にとって、致命的な作用をする可能性があることを理解していただきたい。この規定は日本を裁判社会、すべてを訴訟で決定してゆく社会に導いてゆく、大きな覚悟で決定されているものなのか。単なる目先の流通促進策として決定されることが、大きな社会の方向性を決定づけてしまう可能性があることを、慎重に検討していただきたい。また、もし、このような規定が社会的に必要であるのならば、懲罰的な賠償制度、下請法などによる立場の優劣による不平等な契約の改善、弁護士費用の個人負担軽減策なども同時に検討されなければ不平等であろう。広い視野を持って検討を行い、議論が公正であることを強く希望する。

結論としては、視覚芸術を主なジャンルとする4団体は、現状の目的と方向性による、権利制限の一般規定導入については、全く容認することができず、反対である。

以上、4団体共通意見

「権利制限の一般規定（日本版フェアユース規定）の導入」に対する意見

社団法人 日本漫画家協会

社団法人日本漫画家協会は、知的財産戦略本部内デジタル・ネット時代における知財制度専門調査会による平成20年11月27日の報告「デジタル・ネット時代における知財制度の在り方について」の中にある「Ⅱ. 権利制限の一般規定（日本版フェアユース規定）の導入」についてつぎのとおり意見を述べる。

（具体的な問題）

1. ネットのみならず、漫画研究書でも引用などの制限規定が理解されておらず、違法が多い。大学で教鞭をとっているような漫画研究者でも認識していない。
現行法の制限規定を理解させるべきであって、一般規定を置くこと自体に疑問がある。
2. フェアユースか否かの認定は裁判によらなければならないところ、ネット上の個人相手に訴訟は不可能である。
3. ネット上の違法行為については被害の拡大が大きいので、一般規定によりこれが一層助長されるという現実的な虞（おそれ）がある。
4. プロバイダやポータルサイトの手続きが複雑であったり、対応が遅かったりする。窓口が明確でない。Yahoo!などはメールでしか受け付けていない。こういう状況においてフェアユースかどうかを明確にするための訴訟を提起等するのは権利者において大きな負担となる。
5. 二次使用に関して不当な行為までも公正使用と判断される虞がある。

（その他の疑問）

1. 当該報告書は「個別の限定列挙方式による権利制限規定に加え、権利者の利益を不当に害しないと認められる一定の範囲内で、公正な利用を包括的に許容し得る権利制限の一般規定（日本版フェアユース規定）を導入することが適当である。（p. 11）」と述べるが、これは「新たなネット関連ビジネスが登場するとともに、従来想定されなかったコンテンツの利用形態が出現している。（P. 8）」との冒頭の文章と矛盾しないか。換言するならば、権利者の

利益を不当に害しない「ネット関連ビジネス」というものが存在するのか。もしかりに存在するのであれば一般規定ではなく個別的な規定で事足りる。

2. そもそもフェア・ユースはアメリカ合衆国におけるものであり、英国法にもそれに類似したフェア・ディーリングの規定があるが、いずれも英米法系の法律におけるものであることから、たとえ形を変えるにせよこれを日本に導入するのは妥当ではない。
3. 上記に関連して、フェア・ユースはアメリカ連邦著作権法が1976年の大改正において新たに規定されたわけであるが、それまでは判例法上の基準として裁判上採用されてきたという経緯がある。すなわち具体的な事件があってそこにおいて長い年月をかけて一般的な法準則を確立し、それを規定したものである。そういった観点からすれば、我が国において一般規定を設ける理由に乏しいといえる。
4. アメリカでのフェア・ユース関連の事件では、我が国における裁判例を参考にしたものがある。この点からしてもこれを導入する必要性はない。
5. 同報告書はさらに「ベルヌ条約等のいわゆるスリー・ステップ・テストも踏まえ、「著作物の性質」「利用の目的及び態様」など具体的な考慮要素を掲げるべきである。(P.12)」と述べるが、アメリカ連邦著作権法107条にも1号から4号まで同様の規定がある。このことは、アメリカのフェア・ユースの規定をそのまま採用しないとの方針と矛盾する。しかもこういった要素を具体的であると断言することにも問題がある。
6. 当該報告にある「ネット関連ビジネス」という文言から推定してアメリカのように著作物を商品とみる立場を重視するのではなく、大陸法系（もちろんヨーロッパ）のように著作者の保護を重視した観点から考えるべきであって、個別的規定の方が予見可能性や法的安定性からしても優れている。
7. 公正な利用に関しては、憲法21条1項が保障する表現の自由との比較衡量などの理論ないし基準によって判断することが重要である。

以上のことから一般規定を我が国に導入することには、とくに漫画といった著作物に関しては危険が多く反対である。

2009年8月18日

著作権法における権利制限の一般規定導入に関する意見書

日本児童出版美術家連盟

日本では米国とは違い権利制限は個別に細かく規定されているが、それはデジタル化、ネットワーク化の飛躍的發展も含め時代の趨勢とともに強化されてきたのであり、曖昧な定義付けになる権利制限の一般規定は、全く必要とは考えられない。

また著作者人格権が大きく損なわれる恐れがあり危惧するところである。その中でも同一性保持権は、創作者にとっての心臓部であるだけでなく、損なわれれば、我々視覚的な仕事を行う創作者が、最も影響を受けることになると思われる。

この問題に対して日本弁護士連合会の意見書(2008年11月18日付)では『著作財産権侵害にならない場合には、原則として著作者人格権の侵害にもならないものとするべきである。著作財産権上適法とする一方で、著作人格権で利用を制限するのでは、規定の意味の大半を喪失し、立法として統一性を欠く結果となりかねないからである。』とある。これは本末転倒の意見だと言わざるを得ない。著作財産権と著作人格権は著作権法第50条の規定をみるまでもなく性格が全く異なり、扱い方を同一にするという乱暴な考えは、創作という行為そのものを踏みにじることを前提としていると言える。逆に言うと一般的包括的権利制限規定が、著作者人格権という人権をいかにないがしろにするかという証ともなっているのではないか。

権利制限一般規定の導入を求める意見には同一性保持権について、著作権法第20条2項4号の柔軟解釈を求めるものがあるが、著作物『利用の目的及び態様』の拡大解釈は誤解を増長し混乱を生じさせるだけであろう。

視覚的な仕事を行う創作者集団である日本児童出版美術家連盟としては、権利制限一般規定の導入は全く容認できない大きな問題として考えている。